

お知らせ

H26.7.10
子育て支援課
(内線3662)

平成25年度の県内の児童虐待相談対応及び
被措置児童等虐待の状況等について(速報)

平成25年度の

- ① 県児童相談所及び市町で対応した児童虐待の対応件数《別紙1》
- ② 県における被措置児童等虐待の状況等《別紙2》

について取りまとめたので、お知らせします。

《別紙 1》

平成25年度の県児童相談所及び市町における 児童虐待対応件数について

平成25年度において、県児童相談所及び市町が対応した児童虐待件数を別紙のとおり取りまとめたのでお知らせします。

なお、概要は次のとおりです。

1 県児童相談所における対応件数

県内3か所の児童相談所が対応した件数は、565件で、前年度の379件に比べて186件増加（49.1%増）しました。

これは、警察に相談のあったDVについて、子どもが目撃することが心理的虐待に該当するとして、警察から児童相談所への通報が徹底されたことにより、警察からの通報が前年から203件増えたことが主な要因と考えております。

○虐待の内容別では、

心理的虐待が301件（53.3%）で最も多く、次いで、身体的虐待が171件（30.3%）、ネグレクトが85件（15.0%）、性的虐待が8件（1.4%）となっています。

○主たる虐待者別では、

実母が249件（44.8%）、実父が225件（39.8%）となっています。

○被虐待児の年齢別では、

小学生が182件（32.2%）、3歳から学齢前が149件（26.4%）、0歳から2歳が122件（21.6%）、となっています。

○一時保護を行った件数は、84件となっています。

2 市町における対応件数

県内20市町に相談のあった件数は576件で、そのうち児童相談所へ送致等せず市町が単独で対応した件数は267件で、前年度の254件に比べて13件増加（5.1%増）しました。

（市町が単独で対応した267件の内訳）

○虐待の内容別では、

心理的虐待が119件（44.6%）次いで、ネグレクトが99件（37.1%）、身体的虐待が49件（18.4%）となっています。

○主たる虐待者別では、

実母が197件（73.8%）、実父が50件（18.8%）となっています。

○被虐待児の年齢別では、

3歳から学齢前が100件（37.5%）、0歳から2歳が74件（27.8%）、小学生が72件（27.0%）となっています。

3 県内における相談対応件数

県内の虐待対応件数は、県児童相談所が565件、市町が267件、合計832件で、過去最多となりました。（平成24年度の633件に比べ199件増加（31.4%増））

県では、今後とも、児童の安全を確保するために、児童虐待防止対策の強化に取り組んでまいります。

《別紙2》

平成25年度の愛媛県における被措置児童等虐待（子育て支援課所管分）の状況等について

児童福祉法第33条の16及び同法施行規則第36条の30に基づき、平成25年度に本県で生じた被措置児童等虐待の状況等について、次のとおり公表します。

記

1 被措置児童等虐待の状況

件数 1件

2 被措置児童等虐待事案の状況

(1) 被害児童 中学生1名

(2) 事案の概要

社会的養護関係施設の指導員（1名）が、児童に対して、指導を行った際に生じた不適切な対応で、児童虐待に該当するものと認定。

(3) 県が講じた措置

県では、施設を訪問し、施設職員及び児童から聞き取り調査を行い、事実を認定し、その調査結果を県社会福祉審議会児童福祉専門分科会措置専門部会に報告し、その意見を踏まえ、施設に対し、虐待防止の徹底、再発防止への具体的取組等を指導した。

《参考》

児童福祉法

第三十三条の十六 都道府県知事は、毎年度、被措置児童等虐待の状況、被措置児童等虐待があつた場合に講じた措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

児童福祉法施行規則

第三十六条の三十 法第三十三条の十六の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 次に掲げる被措置児童等虐待があつた施設等の区分に応じ、それぞれに定める施設等の種別
- イ 小規模住居型児童養育事業及び里親 里親等
- ロ 乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設 社会的養護関係施設
- ハ 知的障害児施設等及び指定医療機関 障害児施設等
- ニ 法第十二条の四に規定する児童を一時保護する施設又は法第三十三条第一項 若しくは第二項の委託を受けて一時保護を加える者 一時保護施設等
- 二 被措置児童等虐待を行つた施設職員等の職種

児童相談所における虐待相談対応状況(期間:25.4.1-26.3.31)

1 一時保護件数(委託含む)

20年度	81
21年度	60
22年度	61
23年度	41
24年度	100
25年度	84

2 対応状況

	施設等 入所措置	継続指導	その他	合計
20年度	49	275	10	334
21年度	19	206	47	272
22年度	42	201	69	312
23年度	19	186	18	223
24年度	51	290	38	379
25年度	22	486	57	565

※20年度、継続指導と施設入所の二重対応15件有り

3 相談経路

	家族	親戚	近隣・知人	児童本人	福祉事務所	児童委員	保健所	医療機関	児童福祉施設等	警察等	学校等	その他	計
20年度	40	7	42	7	40	3	0	27	21	69	29	34	319
21年度	18	19	41	2	28	7	2	13	4	88	28	22	272
22年度	31	24	66	2	25	3	2	17	4	83	24	31	312
23年度	25	2	94	2	13	0	0	8	2	49	13	15	223
24年度	38	9	109	5	30	2	0	18	4	91	25	48	379
25年度	46	10	86	2	21	3	0	13	7	294	43	40	565

4 主な虐待者

	実父	義父	実母	義母	その他	計
20年度	75	15	208	6	15	319
21年度	76	26	151	2	17	272
22年度	77	38	192	1	4	312
23年度	54	18	149	0	2	223
24年度	117	30	221	0	11	379
25年度	225	54	249	7	30	565

5 被虐待児の年齢・相談種別

		身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待	合計
0~2歳	20年度	24	24	3	6	57
	21年度	28	8	0	10	46
	22年度	22	18	1	7	48
	23年度	17	12	0	31	60
	24年度	36	19	1	34	90
	25年度	28	14	0	80	122
3歳以上(学齢前児童)	20年度	34	22	3	18	77
	21年度	20	13	0	13	46
	22年度	35	15	3	16	69
	23年度	10	13	0	23	46
	24年度	25	22	0	41	88
	25年度	43	26	0	80	149
6~12歳(小学生)	20年度	37	57	6	22	122
	21年度	51	38	2	23	114
	22年度	58	35	1	27	121
	23年度	28	22	0	30	80
	24年度	49	35	1	40	125
	25年度	59	32	1	90	182
13~15歳(中学生)	20年度	22	16	6	4	48
	21年度	26	18	0	5	49
	22年度	32	7	4	17	60
	23年度	5	4	1	13	23
	24年度	24	14	7	13	58
	25年度	30	12	4	40	86
16~18歳(高校生等)	20年度	10	3	2	0	15
	21年度	8	7	0	2	17
	22年度	7	4	0	3	14
	23年度	9	0	2	3	14
	24年度	9	2	2	5	18
	25年度	11	1	3	11	26
合計	20年度	127	122	20	50	319
	21年度	133	84	2	53	272
	22年度	154	79	9	70	312
	23年度	69	51	3	100	223
	24年度	143	92	11	133	379
	25年度	171	85	8	301	565

271件
(48.0%)

6 児童相談所別対応件数

児童相談所	件数	
中央児童相談所相	20年度	142
	21年度	137
	22年度	178
	23年度	125
	24年度	241
	25年度	414
東予児童相談所相	20年度	108
	21年度	99
	22年度	75
	23年度	59
	24年度	97
	25年度	99
南予児童相談所相	20年度	84
	21年度	36
	22年度	59
	23年度	39
	24年度	41
	25年度	52
合計	20年度	334
	21年度	272
	22年度	312
	23年度	223
	24年度	379
	25年度	565

7 養護相談のうち虐待に関する相談対応件数(福祉行政報告例)

年度	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
全国	4,102	5,352	6,932	11,631	17,725	23,274	23,738	26,569	33,408	34,472	37,323	40,639	42,664	44,211	56,384	59,919	66,701	
県	7	7	16	93	98	112	124	180	317	317	261	282	334	272	312	223	379	565
市町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	127	124	102	180	152	258	251	254	267
計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	444	385	384	514	424	570	474	633	832

※児童福祉法改正により、平成17年度から、住民に身近な窓口として市町も児童家庭相談の対応窓口として位置付けられた。
 ※25年度の全国数値は、現在、国において集計作業中。

